

## ●香川県告示第169号

平成21年香川県告示第184号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定により指定する工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び法第4条の規定により定める規制地域における特定悪臭物質の規制基準については、次のとおりとする。</p> <p>なお、別図は省略し、その図面を香川県環境森林部環境管理課<u>及び</u>関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>1 規制地域 宇多津町及び多度津町のうち別図に着色した部分の地域</p>	<p>悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定により指定する工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び法第4条の規定により定める規制地域における特定悪臭物質の規制基準については、次のとおりとする。</p> <p>なお、別図は省略し、その図面を香川県環境森林部環境管理課、<u>関係市役所</u>及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>1 規制地域 <u>丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、宇多津町及び多度津町のうち別図に着色した部分の地域</u></p>